

議案第七十一号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十一年十一月三十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項本文中「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同項ただし書中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」を「百分の十五」とあるのは「百分の五」に改め、「百分の八十」と「百分の十」を「百分の十五」とあるのは「百分の五」と「」を加える。

第三十条第二項中「百分の七十五」を「」、六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額」に改め、同条第三項中「百分の七十五」を「」、六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十」に改める。

附則第六項中「百分の十六」を「百分の十七」に改める。  
別表第一を次のように改める。

## 別表第一（第6条関係）

## 幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	296,300
	2	145,500	161,000	299,400
	3	147,000	163,000	302,600
	4	148,500	165,000	305,800
	5	150,000	166,900	308,900
	6	151,600	169,100	312,100
	7	153,300	171,300	315,100
	8	155,100	173,400	318,300
	9	156,900	175,700	321,200
	10	158,700	178,400	323,700
	11	160,500	181,000	326,000
	12	162,500	183,700	328,300
	13	164,500	186,400	330,800
	14	166,500	187,900	333,100
	15	168,700	189,600	335,500
	16	170,900	191,300	337,900
	17	173,100	193,000	340,300
	18	175,500	194,300	342,600
	19	178,000	195,500	345,100
	20	180,400	196,900	347,300
	21	182,800	198,400	349,600
	22	184,300	199,700	351,700
	23	185,700	201,100	353,700
	24	186,800	202,600	355,700
	25	188,100	204,100	357,700
	26	189,500	205,600	359,700
	27	190,900	207,000	361,700
	28	192,200	208,800	363,500
	29	193,500	210,500	365,500
	30	194,800	212,800	367,400
	31	196,200	215,300	369,200
	32	197,400	218,000	370,900

33	198,700	220,500	372,800
34	200,000	223,000	374,600
35	201,400	225,800	376,400
36	203,100	228,300	378,200
37	204,600	231,000	380,000
38	206,200	233,700	381,900
39	207,700	236,400	383,600
40	209,400	239,200	385,200
41	211,000	241,900	387,000
42	212,600	244,700	388,800
43	214,200	247,500	390,400
44	215,900	250,300	392,100
45	217,700	253,200	393,800
46	219,300	256,100	395,400
47	221,000	259,100	397,000
48	222,700	262,000	398,500
49	224,500	265,000	400,100
50	226,200	268,000	401,700
51	227,700	270,900	403,100
52	229,300	274,000	404,700
53	231,000	277,000	406,200
54	232,600	280,100	407,800
55	234,200	283,200	409,200
56	235,600	286,300	410,600
57	237,200	289,600	412,100
58	238,700	292,600	413,500
59	240,300	295,700	414,900
60	241,700	298,700	416,400
61	243,200	301,800	417,700
62	244,700	304,800	419,100
63	246,300	307,800	420,300
64	247,700	310,800	421,700
65	249,200	313,600	423,000
66	250,700	316,100	424,200
67	252,200	318,400	425,300
68	253,700	320,600	426,400

## 再任用職員以外の職員

69	255,000	323,000	427,500
70	256,300	325,200	428,500
71	257,700	327,400	429,500
72	259,000	329,800	430,500
73	260,400	332,100	431,300
74	261,600	334,300	432,100
75	262,800	336,600	433,000
76	263,900	339,000	433,800
77	265,100	341,100	434,500
78	266,200	343,100	435,300
79	267,300	345,100	436,100
80	268,400	347,000	436,900
81	269,300	348,900	437,500
82	270,300	350,800	438,200
83	271,400	352,800	438,800
84	272,500	354,600	439,500
85	273,400	356,300	440,200
86	274,400	358,200	440,900
87	275,400	360,100	441,500
88	276,200	361,800	442,200
89	277,100	363,500	442,800
90	277,900	365,200	443,500
91	278,700	366,800	444,200
92	279,500	368,400	444,900
93	280,300	369,800	445,600
94	281,000	371,400	446,200
95	281,700	373,000	446,900
96	282,300	374,400	447,600
97	282,900	375,800	448,300
98	283,600	376,900	448,900
99	284,300	378,200	449,600
100	284,900	379,500	450,300
101	285,500	380,700	451,000
102	286,100	381,900	451,600
103	286,700	383,200	452,300
104	287,300	384,300	452,900

105	287,900	385,400	453,600
106	288,400	386,600	454,200
107	288,900	387,800	454,800
108	289,300	388,900	455,400
109	289,700	390,000	455,900
110	290,000	391,100	
111	290,300	392,200	
112	290,700	393,300	
113	291,100	394,300	
114	291,500	395,400	
115	291,800	396,400	
116	292,200	397,500	
117	292,600	398,400	
118	293,000	399,300	
119	293,400	400,300	
120	293,800	401,300	
121	294,200	402,300	
122	294,600	403,200	
123	295,000	404,200	
124	295,400	405,200	
125	295,800	406,100	
126		406,900	
127		407,800	
128		408,700	
129		409,500	
130		410,200	
131		411,000	
132		411,700	
133		412,400	
134		413,000	
135		413,600	
136		414,200	
137		414,800	
138		415,400	
139		416,000	
140		416,500	

141		417,100	
142		417,600	
143		418,200	
144		418,700	
145		419,200	
146		419,700	
147		420,100	
148		420,600	
149		421,100	
150		421,600	
151		422,100	
152		422,600	
153		423,100	
154		423,500	
155		424,000	
156		424,400	
157		424,900	
158		425,400	
159		425,900	
160		426,400	
161		426,900	
162		427,300	
163		427,800	
164		428,300	
165		428,700	
166		429,200	
167		429,700	
168		430,200	
169		430,700	
170		431,200	
171		431,600	
172		432,100	
173		432,600	
174		433,100	
175		433,600	
176		434,100	
177		434,500	
再任用 職員	217,900	268,900	332,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。



第二条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の十五」を「百分の二十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百二十」に、「百分の百四十」を「百分の百三十」に改め、同項ただし書中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百十五」を「百分の百」に、「百分の百二十」を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合において百分の百十」とあるのは「百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の六十五」とする。

第三十条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の七十を乗じて得た額」を「百分の七十」に、「百分の九十五を乗じて得た額」を「百分の九十」を乗じて得た額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」とする。

第三十三条に次の一号を加える。

#### 八 給与の口座振替に係る手数料のうち教育委員会規則で定めるもの

附 則  
1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。



一 第一条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第六項の規定 公布の日  
二 第一条中附則第六項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定  
平成二十二年一月一日

三 第二条の規定 平成二十二年四月一日

2 前項第二号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 平成二十二年三月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第二項（同条第三項の規定により読み替えで適用する場合を含む。）、第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年杉並区条例第四号）第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあつては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日（同月二日から平成二十二年三月一日までの間に新たに職員となつた者（平成二十一年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事

委員会が定めるものを除く。)にあつては、新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成十二年杉並区条例第十九号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額に百分の〇・三八を乗じて得た額に、平成二十一年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間)その他の人事委員会が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成二十一年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三八を乗じて得た額

三 平成二十一年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三八を乗じて得た額

4 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月一日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の平成二十二年三月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

幼稚園教育職員の給与を改定する等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例  
旧 条 例

（期末手当）

第二十七条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十五、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を

（期末手当）

第二十七条 略

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を

乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは「百分の五」と、「六月に支給する場  
合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の八十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4 〽 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定

乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「六月に支給する場  
合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十」とあるのは「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の八十」と

4 〽 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定

める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額（第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五を乗じて得た額）の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」とする。

4  
4  
7  
略

附 則

める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十五

（第十条の規定

に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十五

「とあるのは「百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給する場合においては百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」とする。

4  
4  
7  
略

附 則

<p>1 5 略</p> <p>6 第十三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十七」とする。</p> <p>7 9 略</p>	<p>新 例</p> <p>第二条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に關する条例の一部改正）</p>	<p>1 5 略</p> <p>6 第十三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十八」とあるのは、「百分の十六」とする。</p> <p>7 9 略</p>	<p>旧 例</p> <p>第二条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に關する条例の一部改正）</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第二十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第二十七条 略</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合には百分の十五、六月に支給する場合には百分の百三十五、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の</p>		

額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百、十二月に支給する場合には百分の百十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3| 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百、十二月に支給する場合」においては百分の百十とあるのは「百分の五十、十二月に支給する場合」においては百分の六十五」とする。

4  
6  
略

額は、職員の給与月額に、三月に支給する場合においては百分の十、六月に支給する場合には百分の百十五、十二月に支給する場合には百分の百二十を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3| 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の十五」とあるのは「百分の五」と、「六月に支給する場合」においては百分の百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百四十とあるのは「六月に支給する場合」においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の八十」と、同項ただし書中「百分の十」とあるのは「百分の五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の五十七・五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の七十二・五」とする。

4  
6  
略



(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に百分の七十

(第十条の規定

に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」とする。

(勤勉手当)

第三十条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、六月に支給する場合には百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十を乗じて得た額(第十条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては百分の九十五を乗じて得た額)の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月に支給する場合には」において百分の七十五、十二月に支給する場合には百分の七十」とあるのは「六月に支給する場合には」百分の三十七・五」と、「百分の九十五」とあるのは「六月に支給する場合には」

4  
4  
7  
略

(給与からの控除)

第三十三条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 七 略

八 給与の口座振替に係る手数料のうち教

育委員会規則で定めるもの

いては百分の四十五、十二月に支給する場合においては百分の五十」とする。

4  
4  
7  
略

(給与からの控除)

第三十三条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

一 七 略

## 給与改定の概要

### 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																																																																																																																																																																				
給料表	<p>別表第一</p> <p>1 職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差（1,605円、0.38%）の是正等            公民較差相当分について、地域手当の支給割合の引上げ（1%）に伴う引下げ分と合わせて、給料月額を引き下げる。</p> <p>2 初任給までの号給の据置き等            初任給までの号給は据え置き、若年層の号給は引下げを緩和する。</p>																																																																																																																																																																				
地域手当	<p>支給割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16%</td> <td>当分の間17%</td> </tr> </tbody> </table>	現 行	改 正	16%	当分の間17%																																																																																																																																																																
現 行	改 正																																																																																																																																																																				
16%	当分の間17%																																																																																																																																																																				
諸手当 期末手当 及び 勤勉手当	<p>第1条による改正</p> <p>職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成21年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.35</td> <td>0.75</td> <td>2.10</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.40</td> <td>0.75</td> <td>2.15</td> <td>1.40</td> <td>0.70</td> <td>2.10</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.15</td> <td>-</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3.00</td> <td>1.50</td> <td>4.50</td> <td>2.75</td> <td>1.40</td> <td>4.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成21年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.15</td> <td>0.95</td> <td>2.10</td> <td>1.05</td> <td>0.85</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.20</td> <td>0.95</td> <td>2.15</td> <td>1.20</td> <td>0.95</td> <td>2.15</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.25</td> <td>-</td> <td>0.25</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.60</td> <td>1.90</td> <td>4.50</td> <td>2.35</td> <td>1.80</td> <td>4.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成21年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.70</td> <td>0.375</td> <td>1.075</td> <td>0.65</td> <td>0.325</td> <td>0.975</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.80</td> <td>0.375</td> <td>1.175</td> <td>0.80</td> <td>0.375</td> <td>1.175</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> <td>0.05</td> <td>-</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.60</td> <td>0.75</td> <td>2.35</td> <td>1.50</td> <td>0.70</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">平成21年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.575</td> <td>0.45</td> <td>1.025</td> <td>0.525</td> <td>0.40</td> <td>0.925</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.725</td> <td>0.50</td> <td>1.225</td> <td>0.725</td> <td>0.50</td> <td>1.225</td> </tr> <tr> <td>3月期</td> <td>0.10</td> <td>-</td> <td>0.10</td> <td>0.05</td> <td>-</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.40</td> <td>0.95</td> <td>2.35</td> <td>1.30</td> <td>0.90</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行			平成21年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.35	0.75	2.10	1.20	0.70	1.90	12月期	1.40	0.75	2.15	1.40	0.70	2.10	3月期	0.25	-	0.25	0.15	-	0.15	合 計	3.00	1.50	4.50	2.75	1.40	4.15	区 分	現 行			平成21年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.15	0.95	2.10	1.05	0.85	1.90	12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15	3月期	0.25	-	0.25	0.10	-	0.10	合 計	2.60	1.90	4.50	2.35	1.80	4.15	区 分	現 行			平成21年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.70	0.375	1.075	0.65	0.325	0.975	12月期	0.80	0.375	1.175	0.80	0.375	1.175	3月期	0.10	-	0.10	0.05	-	0.05	合 計	1.60	0.75	2.35	1.50	0.70	2.20	区 分	現 行			平成21年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.575	0.45	1.025	0.525	0.40	0.925	12月期	0.725	0.50	1.225	0.725	0.50	1.225	3月期	0.10	-	0.10	0.05	-	0.05	合 計	1.40	0.95	2.35	1.30	0.90	2.20
区 分	現 行			平成21年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	1.35	0.75	2.10	1.20	0.70	1.90																																																																																																																																																															
12月期	1.40	0.75	2.15	1.40	0.70	2.10																																																																																																																																																															
3月期	0.25	-	0.25	0.15	-	0.15																																																																																																																																																															
合 計	3.00	1.50	4.50	2.75	1.40	4.15																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成21年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	1.15	0.95	2.10	1.05	0.85	1.90																																																																																																																																																															
12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.15																																																																																																																																																															
3月期	0.25	-	0.25	0.10	-	0.10																																																																																																																																																															
合 計	2.60	1.90	4.50	2.35	1.80	4.15																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成21年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	0.70	0.375	1.075	0.65	0.325	0.975																																																																																																																																																															
12月期	0.80	0.375	1.175	0.80	0.375	1.175																																																																																																																																																															
3月期	0.10	-	0.10	0.05	-	0.05																																																																																																																																																															
合 計	1.60	0.75	2.35	1.50	0.70	2.20																																																																																																																																																															
区 分	現 行			平成21年度改正																																																																																																																																																																	
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
6月期	0.575	0.45	1.025	0.525	0.40	0.925																																																																																																																																																															
12月期	0.725	0.50	1.225	0.725	0.50	1.225																																																																																																																																																															
3月期	0.10	-	0.10	0.05	-	0.05																																																																																																																																																															
合 計	1.40	0.95	2.35	1.30	0.90	2.20																																																																																																																																																															

諸 手 当	期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	<p>第2条による改正 職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> <td>1.20</td> <td>0.70</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.40</u></td> <td>0.70</td> <td><u>2.10</u></td> <td><u>1.30</u></td> <td>0.70</td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.15</u></td> <td>-</td> <td><u>0.15</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.75</td> <td>1.40</td> <td>4.15</td> <td>2.75</td> <td>1.40</td> <td>4.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>1.05</u></td> <td><u>0.85</u></td> <td>1.90</td> <td><u>1.00</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>1.20</u></td> <td><u>0.95</u></td> <td><u>2.15</u></td> <td><u>1.10</u></td> <td><u>0.90</u></td> <td><u>2.00</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> <td><u>0.25</u></td> <td>-</td> <td><u>0.25</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.35</td> <td>1.80</td> <td>4.15</td> <td>2.35</td> <td>1.80</td> <td>4.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td>0.65</td> <td><u>0.325</u></td> <td><u>0.975</u></td> <td>0.65</td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.80</u></td> <td><u>0.375</u></td> <td><u>1.175</u></td> <td><u>0.75</u></td> <td><u>0.35</u></td> <td><u>1.10</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.50</td> <td>0.70</td> <td>2.20</td> <td>1.50</td> <td>0.70</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>再任用管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">平成 21 年度改正後</th> <th colspan="3">平成 22 年度改正</th> </tr> <tr> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td><u>0.525</u></td> <td>0.40</td> <td><u>0.925</u></td> <td>0.55</td> <td>0.45</td> <td><u>1.00</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td><u>0.725</u></td> <td><u>0.50</u></td> <td><u>1.225</u></td> <td><u>0.65</u></td> <td><u>0.45</u></td> <td><u>1.10</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td><u>0.05</u></td> <td>-</td> <td><u>0.05</u></td> <td><u>0.10</u></td> <td>-</td> <td><u>0.10</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.30</td> <td>0.90</td> <td>2.20</td> <td>1.30</td> <td>0.90</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 2 1 年 6 月期については、特例措置により凍結した後の支給月数である。</p>	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90	12 月期	<u>1.40</u>	0.70	<u>2.10</u>	<u>1.30</u>	0.70	<u>2.00</u>	3 月期	<u>0.15</u>	-	<u>0.15</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.75	1.40	4.15	2.75	1.40	4.15	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>1.05</u>	<u>0.85</u>	1.90	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	1.90	12 月期	<u>1.20</u>	<u>0.95</u>	<u>2.15</u>	<u>1.10</u>	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>	3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>	合 計	2.35	1.80	4.15	2.35	1.80	4.15	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	0.65	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	0.65	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>	12 月期	<u>0.80</u>	<u>0.375</u>	<u>1.175</u>	<u>0.75</u>	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.50	0.70	2.20	1.50	0.70	2.20	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6 月期	<u>0.525</u>	0.40	<u>0.925</u>	0.55	0.45	<u>1.00</u>	12 月期	<u>0.725</u>	<u>0.50</u>	<u>1.225</u>	<u>0.65</u>	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>	3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	合 計	1.30	0.90	2.20	1.30	0.90	2.20
	区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																	
		期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																															
	6 月期	1.20	0.70	1.90	1.20	0.70	1.90																																																																																																																																																															
	12 月期	<u>1.40</u>	0.70	<u>2.10</u>	<u>1.30</u>	0.70	<u>2.00</u>																																																																																																																																																															
3 月期	<u>0.15</u>	-	<u>0.15</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																																																																																																																																																
合 計	2.75	1.40	4.15	2.75	1.40	4.15																																																																																																																																																																
区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																
6 月期	<u>1.05</u>	<u>0.85</u>	1.90	<u>1.00</u>	<u>0.90</u>	1.90																																																																																																																																																																
12 月期	<u>1.20</u>	<u>0.95</u>	<u>2.15</u>	<u>1.10</u>	<u>0.90</u>	<u>2.00</u>																																																																																																																																																																
3 月期	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>	<u>0.25</u>	-	<u>0.25</u>																																																																																																																																																																
合 計	2.35	1.80	4.15	2.35	1.80	4.15																																																																																																																																																																
区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																
6 月期	0.65	<u>0.325</u>	<u>0.975</u>	0.65	<u>0.35</u>	<u>1.00</u>																																																																																																																																																																
12 月期	<u>0.80</u>	<u>0.375</u>	<u>1.175</u>	<u>0.75</u>	<u>0.35</u>	<u>1.10</u>																																																																																																																																																																
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																																
合 計	1.50	0.70	2.20	1.50	0.70	2.20																																																																																																																																																																
区 分	平成 21 年度改正後			平成 22 年度改正																																																																																																																																																																		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																
6 月期	<u>0.525</u>	0.40	<u>0.925</u>	0.55	0.45	<u>1.00</u>																																																																																																																																																																
12 月期	<u>0.725</u>	<u>0.50</u>	<u>1.225</u>	<u>0.65</u>	<u>0.45</u>	<u>1.10</u>																																																																																																																																																																
3 月期	<u>0.05</u>	-	<u>0.05</u>	<u>0.10</u>	-	<u>0.10</u>																																																																																																																																																																
合 計	1.30	0.90	2.20	1.30	0.90	2.20																																																																																																																																																																
	口座振替手数料の控除	<p>給与の口座振替に係る手数料のうち教育委員会規則で定めるものを給与から控除できることとする。</p> <p>教育委員会規則で定めるものは、杉並区の指定金融機関その他杉並区教育委員会教育長が指定する金融機関以外の金融機関の二つの口座に口座振替を行う場合における一口座分の手数料とする。</p>																																																																																																																																																																				
	施 行 期 日 等	<p>1 給料表及び地域手当の支給割合の改定は平成 2 2 年 1 月 1 日から、口座振替手数料の控除は同年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 期末手当及び勤勉手当の支給月数は、第 1 条による改正は公布の日から、第 2 条による改正は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>3 平成 2 1 年 4 月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 2 2 年 3 月支給の期末手当の額について必要な調整措置を講ずる。</p>																																																																																																																																																																				